

I C T利活用による、行政手続のペーパーレス化を求める意見書

日本では、行政分野への情報通信技術の活用とこれにあわせた業務や制度の見直しにより、電子行政を推進している。国の進める電子政府とは、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とするものとされている。具体策として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で策定された計画等に基づき、電子政府推進に向けたさまざまな取り組みを行ってきた。

平成30年4月24日に出された、規制改革推進会議行政手続部会作成の、行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）によると、さまざまな課題が残っていることが明らかとなった。他の指標でも、早稲田大学電子政府・自治体研究所が中心となった、電子政府進捗度ランキングでは、今回日本が4位から7位に後退してしまっている。

部会資料によると、地方自治体による行政手続コスト削減の重要性が指摘されており、地方における書式・様式の統一、地方自治体からの取り組みの強化で簡素化をとある。だが、経常経費が大半を占める自治体財政では、自主財源の確保が容易ではないことから、着手可能な自治体、難しい自治体さまざまとなり、紙の申請が多く残る自治体も多いというのが実情である。

対策として記載される地方自治体間の横展開、広域連携でのシステム採用についても、ペーパーレス化を網羅したシステムは存在せず、部分最適なシステム導入にとどまる。網羅させようとすると、自治体では負担できない高額な構成になることや、一部独自に電子化済みの場合、システムを改修、または廃棄せねばならないなど、構築済みの固定資産への対応など、常に考慮する必要がある。

本市では、複数自治体での自治体クラウド、情報セキュリティ対策、情報基盤や財務会計システム使用料などに対し、一般財源をI C T関連経費として継続的に支出しなければならないのは、大きな負担である。

結果として、行政事務において、大量の紙での申請を前提にした業務が各所で残り、転記や手作業での処理に多くの時間を要してしまっている。また、申請側の個人や法人においても、書面は再利用ができないため毎回記入作成すること、役所や窓口などへ行く手間、さらに待ち時間など、非効率な面が多々残ってしまっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、各自治体が早期に行政手続のペーパーレス化を達成できるよう、複数年にわたる包括的な財政措置や新たな補助制度の拡充といった、自治体の負担軽減を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月21日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重